

(子ねこ用)

誓 約 内 容

- 1 ねこの生理、習性等を理解することに努め、他人に迷惑をかけないように、終生飼養すること。
- 2 他人に迷惑をかけないため、また、ねこの安全のため、必ず屋内で飼養すること。
- 3 万一の逃走に備え、首輪に連絡先を記入する、名札等を装着する等の方法により所有者を明示すること。
- 4 不妊処置（去勢、避妊手術）の有用性、必要性を十分に理解し、生後6か月齢に達した時点で、速やかに実施すること。
- 5 混合ワクチンの接種等、飼いねこの健康管理に努め、また、飼いねこが疾病等にかかった場合は、適切な治療を受けさせること。
- 6 譲渡後の調査（家庭訪問）に協力すること。
また、兵庫県動物愛護センターと譲り受け者との連携や情報交換のために実施する事業に積極的に参加するよう努めること。
- 7 譲渡を受けた飼いねこを利用して、営利を目的とした行為を行わないこと。
- 8 譲渡を受けた飼いねこに健康、行動、その他の問題があった場合、あるいはそのねこにより問題が起きた場合も、兵庫県動物愛護センターに対してその責任を問わないこと。
- 9 やむを得ず飼養の継続が困難になった場合には、速やかに兵庫県動物愛護センターに連絡するとともに、適正に飼養できる新たな飼い主を責任をもって探すよう努めること。
- 10 譲渡を受けた動物について、所有者が現れた場合は、誠意をもって対応すること。
- 11 上記の他、「動物の愛護及び管理に関する法律」、「動物の愛護及び管理に関する条例」に定められた事項を遵守すること。
- 12 その他、兵庫県動物愛護センターの指示に従うこと。

(成ねこ用)

誓約内容

- 1 ねこの生理、習性等を理解することに努め、他人に迷惑をかけないように、終生飼養すること。
- 2 他人に迷惑をかけないため、また、ねこの安全のため、必ず屋内で飼養すること。
- 3 万一の逃走に備え、首輪に連絡先を記入する、名札等を装着する等の方法により所有者を明示すること。
- 4 混合ワクチンの接種等、飼いねこの健康管理に努め、また、飼いねこが疾病等にかかった場合は、適切な治療を受けさせること。
- 5 譲渡後の調査（家庭訪問）に協力すること。
また、兵庫県動物愛護センターと譲り受け者との連携や情報交換のために実施する事業に積極的に参加するよう努めること。
- 6 譲渡を受けた飼いねこを利用して、営利を目的とした行為を行わないこと。
- 7 譲渡を受けた飼いねこに健康、行動、その他の問題があった場合、あるいはそのねこにより問題が起きた場合も、兵庫県動物愛護センターに対してその責任を問わないこと。
- 8 やむを得ず飼養の継続が困難になった場合には、速やかに兵庫県動物愛護センターに連絡するとともに、適正に飼養できる新たな飼い主を責任をもって探すよう努めること。
- 9 譲渡を受けた動物について、所有者が現れた場合は、誠意をもって対応すること。
- 10 上記の他、「動物の愛護及び管理に関する法律」、「動物の愛護及び管理に関する条例」に定められた事項を遵守すること。
- 11 その他、兵庫県動物愛護センターの指示に従うこと。